

【令和7年3月24日公布 令和7年三浦市条例第8号】

三浦市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

三浦市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年三浦市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「新らた」を「新た」に、「支給し」を「支給し、」に改め、同条第3項第3号中「会議」を「勤務」に改める。

第4条第3項を次のように改める。

3 市外に住所又は居所のある職員が勤務した場合において、任命権者が特に必要があると認めるときは、費用弁償として鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の実費を支給することができる。

別表第1行政不服審査会 弁護士である委員の項、行政不服審査会 弁護士以外の委員の項、予防接種健康被害調査委員会 委員の項及び介護認定審査会 医師及び歯科医師である委員の項を削り、同表中「介護認定審査会 医師及び歯科医師以外の委員」を「介護認定審査会 委員」に改め、同表障害者介護給付費等の支給に関する審査会 医師である委員の項を削り、同表中「障害者介護給付費等の支給に関する審査会 医師以外の委員」を「障害者介護給付費等の支給に関する審査会 委員」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表に定める非常勤の職員のうち、報酬が日額で定められるものであって、大学の教授、准教授その他これらに類する職又は医師、歯科医師、弁護士等の職にあるもので、当該職にあるものとしての高度な知識、識見等が発揮されることを期待されて当該非常勤の職員となった者（当該大学の教授等の職にあるものとして特にこの表に定められる場合を除く。）については、規則で定めるところにより、日額5,000円を超えない範囲内において報酬額を加算することができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項及び第3項第3号の改正規定は、公布の日から施行する。